

# 青森県報

第四千四百四十七号

平成二十八年  
五月十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	五
救急病院の廃止	(医療業務課)	六
救急病院の設置	(同)	六
家畜伝染病の発生	(畜産課)	六
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	六
右 同	(同)	七

## 告 示

青森県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
スクエア歯科 あおば歯科医院	弘前市大字富田三丁目一〇の二一 弘前市大字桔梗野四丁目九の二六	平成二七・三・七 二六・二・四

青森県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
山形内科クリニック 医療法人あおば歯科医院	弘前市大字松森町一二四 弘前市大字桔梗野四丁目九の二六	平成二六・四・一 二六・二・二五
ハッピー調剤薬局田向 南店	八戸市大字田向字冷水二二三の一	二六・四・一

青森県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		
苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		東北 アイ セイ 社		名	居	
田館平 一田川 九字市 五西大 和字	一田賀南 九字町津 五西大 和田和 都平	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	一田賀南 九字町津 五西大 和田和 都平	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	一田賀南 九字町津 五西大 和田和 都平	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	一田賀南 九字町津 五西大 和田和 都平	門田八 前向戸 九字市 の字大 一毘沙	所主 のた 所在る 所在地務		居	
訪問 看護		シビ通 ヨリリ ンテ ンテ		療短 養期 介護 施設		保介 健護 施設 老人		管居 理宅 指導 療養		類事 業居 の宅 種介 護		
ンテ看三 ー護笠 シヨス訪問		タケ施老 ーア設人 セ三保 ンセ笠健		タケ施老 ーア設人 セ三保 ンセ笠健		タケ施老 ーア設人 セ三保 ンセ笠健		八業 戸局 店東	アイ セイ 局	こ こ ろ 薬	名	居
二田館平 二田川 〇字市 一西大 の和字	田館平 二田川 〇字市 〇西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	二ノ大 二平久 九二五 の西字	所 在 地		居	
所(三 在事 地業 者一)		" (三 在事 地業 者一)		" (三 在事 地業 者一)		" (三 在事 地業 者一)		平 成 六 四 一		年 月 日 更		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
会法社会 人惠福 仁祉		幸医 仁療 会法 人		ンボ坂株 ー本公 シヨコ社		朝株 日式 介護社		苑法社会 人三 笠祉		重さ有 機限 とう社	
八十三 和和 一三番 番市東	六里字十 二ノ三和 沢本木市 一木市大 の字大	二里字十 四ノ三和 九沢本木市 一木市大 の字大	二里字十 四ノ三和 九沢本木市 一木市大 の字大	字五所川 新町原 五原〇市	二民牡黒 八丹石市 二平市大 の字大 一福字	三黒石 四の市 八甲	田館平 一田川 九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前市 三三市大 の柳元 一文字	の向郡秋 二字小田 子坂県 坂町鹿 三上角		
訪問 介護		訪問 介護		訪問 介護		訪問 介護		通所 介護		訪問 介護	
ぼンテ ーパ んシム ぼヨスへ		ンテ ーパ ンシヨスへ		ほシス つとヨ ンテ ンテ		日事訪 業問 所介 朝護		タビ ーデ スセ ンサ		湯事訪 業問 所介 下護	ンテ ーシ ヨス下
五里字十 六ノ三和 九沢本木市 一木市大 の字大	八十三 和和 一三番 番市東	六里字十 二ノ三和 九沢本木市 一木市大 の字大	六里字十 二ノ三和 九沢本木市 一木市大 の字大	ツキ藤大五 二卷字所 号一吹川 ハ八烟原 イ字市	字五所川 新町原 五原〇市	三黒石 四の市 八甲	一黒石 丁目市 八浦 二町	三川黒弘 瀨滝前市 一市大 の二 一ノ	柳下弘 六湯市 三三市大 の字大 一青		
"		六 三 一		六 三 五		六 三 〇		三 三 一		六 四 一	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		恵有 生限 会社		
田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	田館平 一館川 九田市 五字西 和	一田賀 九字南 五西津 和田大 和都平	田館平 一館川 九田市 五字西 和	一田賀 九字南 五西津 和田大 和都平	田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	二里字 四ノ三 九沢本 一木市 一字大	十和 三本 和木 田市 大字	
生短 活期 介護 所		生応認 活型知 介共症 護同対		訪問 介護		通所 介護		通所 介護		訪問 介護		
らム老 あ人特 じホ別 ゃ水養 ゃ護		三ンホ 笠ライ イム フサブ		ンテパ ーシー ョスル		タビデ ーリス セサイ ン		関タピ ーリス セイ ケン		んンテ すノル ずず らシヨ スハ		
三貝鰐南 の字町津 七篠大 塚字都 三虹大		二田館平 二田川 〇田市 一西大 の字和		田館平 三田川 一市大 五字中 前		田館平 二田川 〇田市 〇西大 和		森淀平 九ケ川 〇関市 一の字大 鯨		八十三 の和 一三田 番市 町市 一東		二里字 四ノ三 九沢本 一木市 一字大
"		"		"		"		三三 一		"		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉		苑法社会 人三 笠祉	
田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元	田館平 一館川 九田市 五字西 和	二堀弘 九越前 三市大 の字柳 一元
生応認 活型知 介共症 護同対		生応認 活型知 介共症 護同対		生応認 活型知 介共症 護同対		通所 介護	
アユホ 白ー トト ビム		淀ンホ ケライ 関イ フサブ		浦ンホ 町ラー ライ イム フサブ		タビデ ーリス セイ ン	
三田目 の代屋 一数字 字村 稲大 元字 西		森淀平 九ケ川 〇関市 一の字大 鯨		一黒石 丁市 目浦 八町 二		三貝鰐南 の字町津 七篠大 塚字都 三虹大	
"		"		"		"	

青森県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
株式会社 朝日介護社		重さ有 機い限 とう社		苑法社 人社会 三福 笠祉		苑法社 人社会 三福 笠祉		苑法社 人社会 三福 笠祉		東ア株 北アイ式 セイ会 社		名 称	介 護 予 防 事 業 者
二民牡黒石 八丹石市 二平市大 の字大 一福字	黒石市八 三四の四 甲	の向郡秋 二字小坂 二子坂町 の三上角		田館平川 一九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前 三市大 の柳元 一字	田館平川 一九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前 三市大 の柳元 一字	田館平川 一九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前 三市大 の柳元 一字	門田八戸 前向市 九字市 の毘大 一沙字		所 在 地	主 たる 所 在 地
訪介 問護 予予 介防		訪介 問護 予予 介防		訪介 問護 予予 看防		シビ通介 ヨリ所予 ンテリ八 ー防		療短介 養期予 介入防		管居介 理宅予 指療防		類 業 種	介 護 予 防 事 業 所
日事訪 業所問 朝介朝 護		湯事訪 業所問 下介下	ンテ湯あ ーシ口ら シヨス下	ンテ看三 ー護笠 シ訪 ヨス問		セ三保介 ン健施老 タケ護人 ーア設人		セ三保介 ン健施老 タケ護人 ーア設人		八薬アイ 戸局局 店東セイ 東	局こ こる 薬	名 称	介 護 予 防 事 業 所
三黒石 四の市 四八 甲		三川黒弘 瀬前市 一市大 の字大 一ノ青	柳下弘 六湯前 三口市 の字大 一青	二田館平川 二田字市 一西大 の和字	田館平川 二田字市 二西大 和字	田館平川 一九字市 五西大 和字		田館平川 一九字市 五西大 和字		二ノ平大 二平久 九保市 五字大 の西		所 在 地	所 在 地
六・二・一〇		六・四・一		三・三・一 所在地) 業者	三・三・一 所在地)	〃		三・三・一		六・四・一 平成		年 月 日 更	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
苑法社 人社会 三福 笠祉		苑法社 人社会 三福 笠祉		恵有 生限 会社		会法社 人社会 人福 仁祉		幸医 仁療 会法 人		ンボ坂株 レイ本 シヨコ ー社			
田館平川 一九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前 三市大 の柳元 一字	田館平川 一九字市 五西大 和字	二堀弘 九越前 三市大 の柳元 一字	二里字十 四ノ三和 九沢本 一木市 の字大		八十三 の和 一田 番市 町東	六里字十 二ノ三和 沢本 一木市 の字大	二里字十 四ノ三和 九沢本 一木市 の字大		字五 新所 町川 五原 〇市			
通介 所予 護防		通介 所予 護防		訪介 問予 護防		訪介 問予 護防		訪介 問予 護防		訪介 問予 護防			
タビ ー ス 三 セ ン		関タビ ー ス セ ン		ンテ ル パ ー ル シ ム ズ ヨ ス ヘ		ぼンテ ル パ ー ル シ ム ズ ヨ ス ヘ		ンテ ル パ ー ル シ ム ズ ヨ ス ヘ		ほシス ッ ト ヨ テ ン			
田館平川 二田字市 〇西大 〇和字		森碓平 九ケ川 〇関市 の字大 一鯨		八十三 の和 一田 番市 町東	二里字十 四ノ三和 九沢本 一木市 の字大	五里字十 六ノ三和 九沢本 一木市 の字大		八十三 の和 一田 番市 町東	六里字十 二ノ三和 沢本 一木市 の字大	ツキ藤大五 二卷字所 号一吹川 八八烟原 イ字市		字五 新所 町川 五原 〇市	
〃		三・三・一		〃		〃		六・二・一		六・三・五			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉	
田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元	田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元	田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元	田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元	田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元	田館平川 一九字市 五西大和	二堀弘前 九越前市 三市大 の柳元
生応認介 活型知護 介症予 護同対防		生応認介 活型知護 介症予 護同対防		通介護予 所護予 介護防		生短介 活期護 介入所 護防		通介護予 所護予 介護防		訪介護予 問護予 介護防	
アユホグ 白トール 神トピム		浦ンホル 町ライム イムフサ		タピデイ ービス 虹サイ 貝		らム老特 あじ人養 やハニ護		タピデイ ービス 虹サイ 浦		ンテパム ーシヘ ヨスル	
三目津中 代屋村軽 一丁目都 字稲大西 元字		一黒石市 丁目浦 目八町二		三貝鰐南 の字町津 七篠大 塚字都 三虹大		三貝鰐南 の字町津 七篠大 塚字都 三虹大		一黒石市 丁目浦 目八町二		田館平川 三一市 五字中 前	
"		"		"		"		"		"	

青森県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
日株式 介護会社 朝		社会福祉 法 三笠苑		公益財団 法 こやか財 団		社会福祉 法 三笠苑		名 称
二丹平石 の一字市 二福民大 八字牡	四黒石市 の四八 甲三	九平川市 五西和 田一館	三越前市 の一柳 元二九 堀	六八戸市 の三赤 坂一田	九平川市 五西和 田一館	九弘前市 の一柳 元二九 堀	の主たる 事務所 所在地	
日居宅 援業介 所護支 朝		タ護浦 ー支町 ー支居 援セ介 ン		ゆセケ すいセン ーア タプ ーラ ン		タラ松 ー森 ーケ ーア ンセ ン		名 称
の黒石市 四八甲 三四		目黒石市 八二浦 町一 丁		一八戸市 町字大 島赤字 田一三 尻内		弘前市 大字 松森 町五三 の二		所 在 地
二六・二 〇		二七・二 一		二六・二 一		平成 二七・二 一		変 更 日 月

変更前	社会福祉法人三笠苑	南津軽郡平賀町大字館田字西和田一九五	三笠在宅介護支援センター	平川市大字館田字西和田二〇〇	二七・三一
変更後	社会福祉法人三笠苑	平川市大字館田字西和田一九五	三笠在宅介護支援センター	平川市大字館田字西和田二〇〇	二七・三一

青森県告示第三百四十七号

次の医療機関の開設者から救急業務に關し協力する旨の申出の撤回があつたことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項に規定する救急病院でなくなつたので、同令第二條第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	社会医療法人博進会南部病院	所 在 地	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二
-----	---------------	-------	--------------------

青森県告示第三百四十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一條第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	南部病院	所 在 地	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	認定の有効期限	平成三十一年四月三十日
-----	------	-------	--------------------	---------	-------------

青森県告示第三百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三條第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡横浜町	平成二六・四・二〇
ヨ一ネ病	牛	患者	二	十和田市	平成二六・四・二四

青森県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、東北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十八年五月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
東北町
- 二 都市計画事業の種類  
東北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成八年八月二十八日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年七月三日青森県告示第五百五十八

号)の事業地から変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十五年七月三日青森県告示第五百五十八号)の事業地から変更なし。

青森県告示第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、上北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十八年五月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

東北町

二 都市計画事業の種類

上北都市計画下水道事業(東北町公共下水道)

三 事業施行期間

平成八年九月六日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十五年七月三日青森県告示第五百五十九号)の事業地から変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十五年七月三日青森県告示第五百五十九号)の事業地のうち、東北町上北南一丁目、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目及び旭南四丁目地内において事業地を変更する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭